同居家族等の健康観察期間の考え方

パターン１　陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）とします。

パターン２　待機期間中に同居家族等（濃厚接触者）が発症した場合はその発症日を０日として期間を設定しなおします。

パターン３　無症状の同居家族等（濃厚接触者）を検査した結果、陽性が判明した場合はその検体採取日を0日として起算します。もし、その同居家族が療養期間中に発症した場合、さらにその発症日を0日として起算しなおしてください。

いずれの場合であっても、同居家族等の待機期間終了後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、濃厚接触者である同居家族等においても、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めてください。

（参考）家族が陽性となった場合の待機期間の考え方

：療養期間　　：待機期間

パターン１　基本的な考え方　感染対策を開始した日から５日間の待機

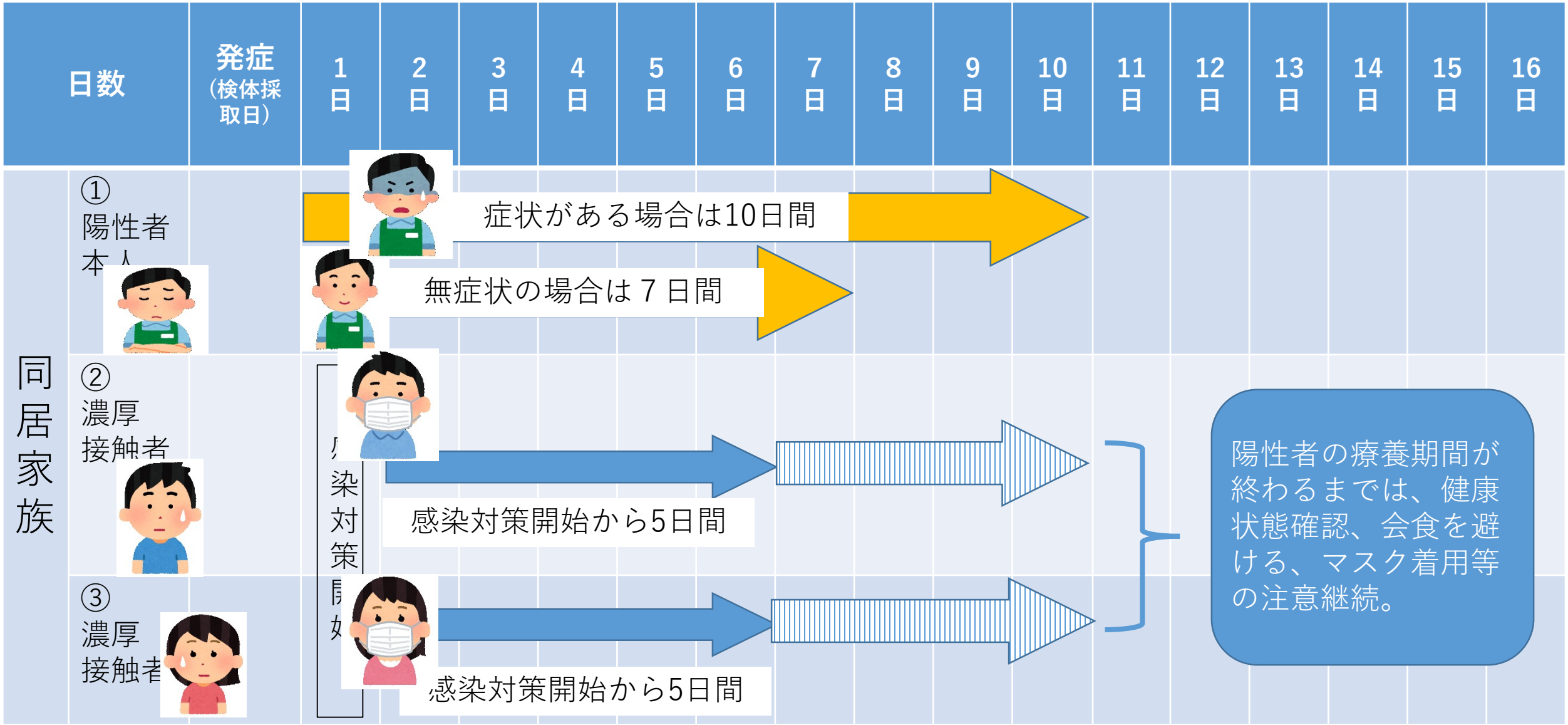

（参考）家族が陽性となった場合の待機期間の考え方

：療養期間　　：待機期間

パターン２　家族に陽性者が発生（有症状）した場合は、発症日を起点に待機期間を再設定

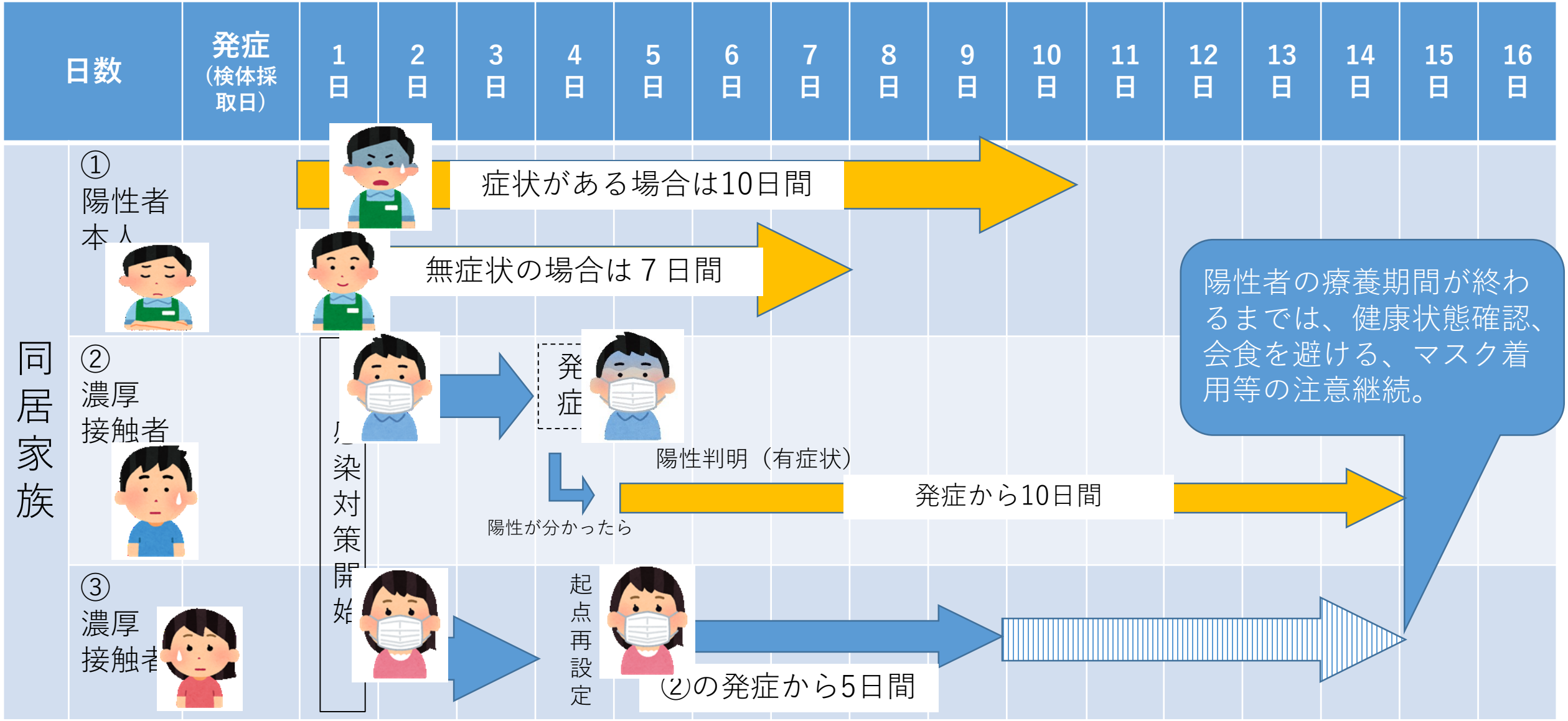

（参考）家族が陽性となった場合の待機期間の考え方

：療養期間　　：待機期間
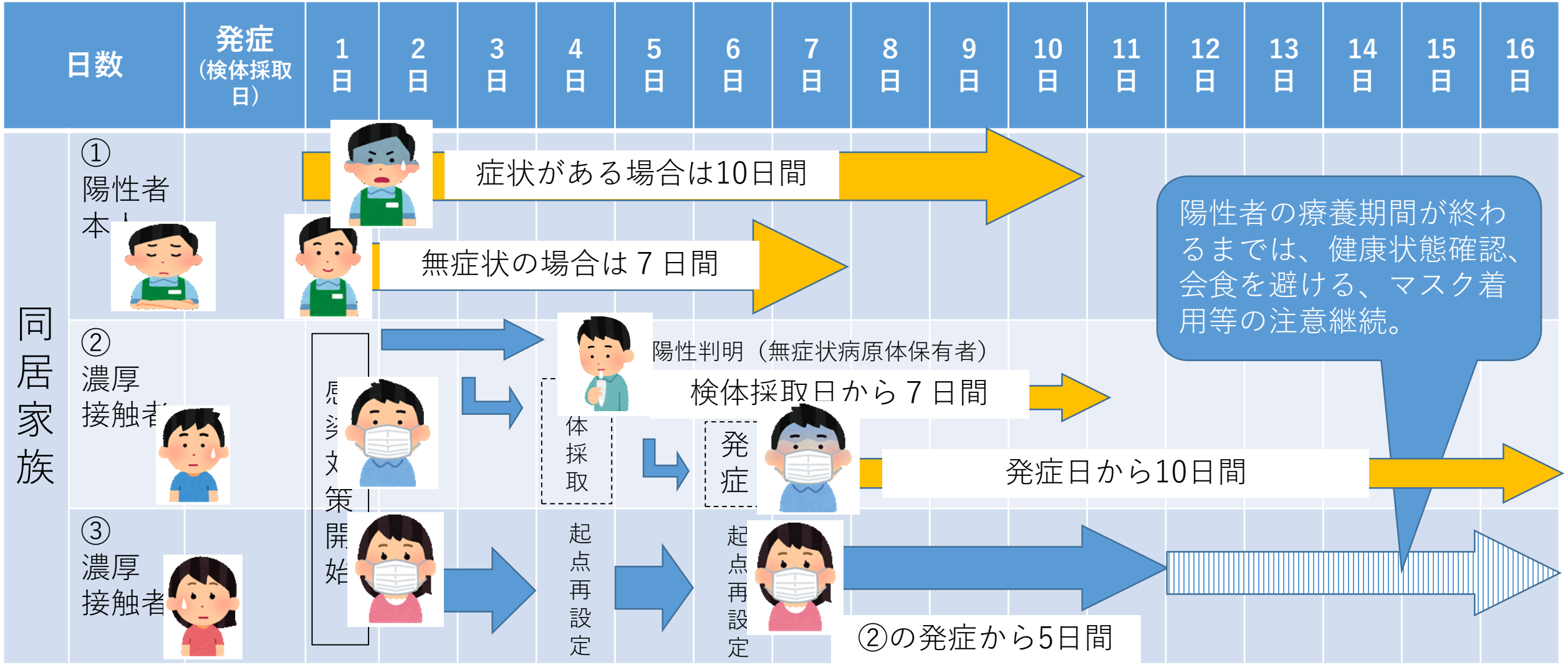
パターン３　家族に陽性者が発生（無症状）した場合は、検体採取日を起点に待機期間を再設定
更に無症状病原体保有者が発症した場合は、発症日を起点に再々設定